

「通所介護」及び「介護予防通所介護」「第1号通所事業」

重要事項説明書

当事業所は、ご契約者に対して通所介護サービス及び介護予防通所介護サービス、第1号通所事業サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」「要支援1・2」「事業対象者」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1.事業者

- | | |
|-----------|--------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人むつみ福祉会 |
| (2) 法人所在地 | 三重県松阪市嬉野須賀領町 477-8 |
| (3) 電話番号 | 0598-48-0800 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 大北 秀雄 |
| (5) 設立年月日 | 平成14年4月1日 |

2.事業所の概要

- | | |
|---------------|---|
| (1) 事業所の種類 | 指定通所介護事業所 平成20年4月1日指定
三重県第2472500277号
指定介護予防通所介護事業所 平成24年4月1日指定
三重県第2472500277号
指定第1号通所介護事業所 平成30年4月1日指定
松阪市第24A0700344号 |
| (2) 事業所の目的 | 介護保険法、その他関係法令の趣旨に従って、介護・支援計画を立て、利用者(契約者)様の要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止に資するよう適切な機能回復訓練等を提供し、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。 |
| (3) 事業所の名称 | 通所デイサービスセンターむつみ園 |
| (4) 事業所の所在地 | 三重県松阪市嬉野須賀領町 475 |
| (5) 電話番号 | 0598-48-0800 |
| (6) 管理者氏名 | 長岡 裕 |
| (7) 当事業所の運営方針 | ① 当施設では、介護保険法の基本理念に基づき、ご契約者様の養護と福祉に万全を期するとともに、愛情と誠意を基調とした処遇に努めます。 |

- ② 当施設は、ご契約者様の意思及び人格を尊重し、常にご契約者様の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ③ 居宅介護支援センターその他保健医療福祉サービス提供者及び関係市町村と緊密な連携を図り、ご契約者様が地域において総合的なサービスを受けることができるよう努めます。
- ④ サービス提供者に当たっては、懇切丁寧を旨とし、ご契約者様又はその家族に対してサービス提供方法等について、理解しやすいよう指導又は説明を行うとともに、ご契約者様の同意を得て実施するよう努めます。

(8) 開設年月日 平成 14 年 4 月 1 日

(9) 利用定員 35 人

3.事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 松阪市（旧飯南郡は除く）
津市（旧美杉村、旧安芸郡は除く）

- (2) 営業日、営業時間及びサービス提供時間

営業日 月曜日～土曜日	営業時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分 (サービス提供時間 午前 9 時 20 分～午後 4 時 30 分)
----------------	--

(注) 12 月 31 日から 1 月 3 日までは、休日となります。

4.職員の配置状況

職 種	人数	備 考
1.管理者	1 名	常勤兼務
2.生活相談員	2 名以上	兼務含む
3.看護職員	2 名以上	兼務含む
4.介護職員	5 名以上	兼務含む
5.機能訓練指導員	2 名以上	兼務含む

5.当事業所が提供するサービスと利用料金

以下のサービスについては、利用料金の大部分(通常 9 割、一定以上の所得のある方は 8 割又は 7 割)が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

- ① 食事(ただし、食材料費は別途いただきます。)
- ② 入浴(清拭含みます。)
- ③ 排泄(ご契約者の排泄の介助を行います。)

- ④ 機能訓練(ご契約者の心身の状況等に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。)

<サービス利用料金(1回当たり)>

- ① 別表のとおり

- ② 利用料金の支払方法

ア ご契約者様は、サービスの対価として利用単価ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払っていただきます。

イ 事業者は、当月料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月 15 日までにご契約者様に送付させていただきます。

ウ ご契約者様は、当月の料金の合計額を翌月 25 日までに集金又は振込みの方法で支払っていただきます。

- ③ 利用の中止、変更、追加

ア 利用予定日の前に、ご契約者様の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、サービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。

イ 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただし、ご契約者様の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	自己負担相当額 (食事材料費含む。)

ウ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご契約者様の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご契約者様に提示して協議します。

6. 苦情の受付について

当事業所では、社会福祉法第 82 条の規定により、ご契約者様からの苦情（単なる要望レベルの苦情から事故が発生したときの苦情に至るまで、どのような苦情でも結構です。）に適切に対応する体制を整えています。当事業所での苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を以下のとおり設置し、苦情解決に努めることとしましたので、お知らせいたします。

- (1) 苦情解決責任者 本部施設長 猪子 武
 (2) 苦情受付担当者 本部事務局 藤田 麻記
 (3) 第三者委員 ① 吉澤 清子 (連絡先 059-293-0566)
 ② 中林 孝子 (連絡先 0598-42-3142)

(4) 苦情解決の方法

- ① 苦情の受付 苦情は、面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。
また、苦情受付のため「むつみ園ご意見箱」を当事業所玄関に設置しています。
- ② 苦情受付の報告・確認 苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告します。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。
- ③ 苦情解決のための話し合い 苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。
なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次により行います。
ア、第三者委員による苦情内容の確認
イ、第三者委員による解決案の調整、助言
ウ、話し合いの結果や改善事項等の確認
- ④ 松阪市嬉野地域振興局、県等の苦情対応窓口 当事業所で解決できない苦情は、下表の苦情対応機関に申し立てることができます。

苦情対応機関	所在地	担当課	連絡先
松阪市 嬉野地域振興局	松阪市嬉野町 1434	地域住民課	0598-48-3837
松阪市役所	松阪市殿町 1340-1	介護保険課	0598-53-4190
三重県国保連合会	津市桜橋二丁目 96 番地	保険介護福祉課	059-222-4165
三重県医療保健部	津市広明町 13	長寿介護課	059-224-2262
津市役所	津市西丸之内 23-1	健康福祉部介護保険課	059-229-3149

令和 年 月 日

通所介護サービス又は介護予防通所介護サービス、第1号通所事業サービスの提供の開始に際し本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

(通所デイサービスセンターむつみ園説明者職名・氏名)

職名

氏名

㊞

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、通所介護サービス又は介護予防通所介護サービス、第1号通所事業サービスの提供に同意しました。

(利用者住所・氏名)

住所

氏名

㊞

(上記利用者代理人)

住所

氏名

㊞